

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

|   |   |  |  |                         |                    |
|---|---|--|--|-------------------------|--------------------|
| 制 度 名   | 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長   |  |  |                         |                    |
| 税 目   | 登録免許税   |  |  |                         |                    |
| 要<br>望<br>の<br>内<br>容   | <p>勤労者の住宅取得に伴う費用負担を軽減し、勤労者の持家取得の促進を図るため、住宅を新築、若しくは建築後未使用の住宅を取得した場合、一定の中古住宅を取得した場合又は住宅取得資金に係る抵当権を家屋に設定した場合における当該家屋の所有権の保存登記、移転登記又は抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率に係る軽減措置（保存登記については、本則の税率 1000 分の 4 から、1000 分の 1.5 に軽減等）の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日から平成 25 年 3 月 31 日に延長する。</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1485 965"> <tr> <td data-bbox="874 846 1222 965">平年度の減収見込額<br/>（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 846 1485 965">—<br/>（▲44,300 百万円）</td> </tr> </table> |  |  | 平年度の減収見込額<br>（制度自体の減収額） | —<br>（▲44,300 百万円） |
| 平年度の減収見込額<br>（制度自体の減収額）   | —<br>（▲44,300 百万円）  |  |  |                         |                    |
| 新<br>設<br>・<br>拡<br>充<br>又<br>は<br>延<br>長<br>を<br>必<br>要<br>と<br>す<br>る<br>理<br>由 | <p>(1) 政策目的<br/>本措置を延長することにより、勤労者の住宅取得に伴う費用負担を軽減し、勤労者の持家取得の促進を図ることとする。</p> <p>(2) 施策の必要性<br/>住宅の購入は、勤労者にとって非常に多額の出費を強いられる（平均貯蓄額のおよそ 2～3 倍程度、年間収入額のおよそ 3 倍～6 倍程度）ものとなっている。<br/>本措置は、持家取得に苦勞している勤労者にとって、初期費用の負担を軽減するものとなっており、持家取得を促進する効果があるため、勤労者の持家取得の促進のために引き続き必要な措置である。</p>  |  |  |                         |                    |

|  |             |                        |  |   |
|--|-------------|------------------------|--|---|
| 今<br>回<br>の<br>要<br>望<br>に<br>関<br>連<br>す<br>る<br>事<br>項 | 合<br>理<br>性 | 政策体系における政策目的の位置付け      | 基本目標Ⅲ<br>施策目標4<br>4-2  | 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること<br>勤労者生活の充実を図ること<br>豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること |
|  |             | 政策の達成目標                | 勤労者の持家取得水準の引き上げを図る。  |   |
|  |             | 租税特別措置の適用又は延長期間        | 2年間  |   |
|  |             | 同上の期間中の達成目標            | 勤労者の持家取得水準の引き上げを図る。  |   |
|  | 有<br>効<br>性 | 政策目標の達成状況              | <p>勤労者の持家取得の水準は着実に上がっているところであり、さらに引き上げを図ってまいりたい。</p> <p>○ 勤労者の持家状況の推移<br/> 平成10年 勤労者世帯 56.9%<br/> 平成15年 勤労者世帯 58.8%<br/> 平成20年 勤労者世帯 60.8%<br/> (総務省「住宅土地・統計調査」)</p> |   |
|  |             | 要望の措置の適用見込み            | <p>利用件数は、保存登記50万戸程度、移転登記11万戸程度、抵当権設定登記48万戸程度を見込んでいる。<br/> (法務省「民事・訴務・人権統計年報Ⅱ」による過去3年の平均値)</p>  |   |
|  | 相<br>当<br>性 | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | <p>本措置は、新築住宅のみならず、中古住宅を含めた住宅取得の際の費用を軽減するものであり、勤労者の持家取得の促進に有効である。</p>   |   |
|  |             | 当該要望項目以外の税制上の支援措置      | —  |   |
|  |             | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | —  |   |
|  |             | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | <p>本特例は一定の質的要件を満たす住宅について、その取得費用等を安定的に支援するものであり、同様の政策目的に係る他の支援措置はない。</p>  |   |

|                            |                             |  |   |
|----------------------------|-----------------------------|--|---|
|                            |                             | 要望の措置の妥当性  | 本措置は、勤労者の持家取得に大きな役割を果たしてきたが、本措置の適用期限を延長することにより、引き続き住宅取得等の負担が軽減されることから、勤労者の持家取得の促進に効果的である。 |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績                 | <p>平成 18 年度 保存登記関係：536,604 件<br/>移転登記関係：112,308 件<br/>抵当権設定登記：486,601 件</p> <p>平成 19 年度 保存登記関係：499,076 件<br/>移転登記関係：109,333 件<br/>抵当権設定登記：479,412 件</p> <p>平成 20 年度 保存登記関係：454,553 件<br/>移転登記関係：114,250 件<br/>抵当権設定登記：465,199 件<br/>(法務省「民事・訴務・人権統計年報Ⅱ」)</p> |   |
|                            | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)   |  | —   |
|                            | 前回要望時の達成目標                  | 勤労者の持家取得水準の引上げを図る。   |   |
|                            | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 |  | —   |
| これまでの要望経緯                  |                             | 平成 7、9、11、13、15、17、19、21 年度に適用期限の延長要望等を行った。  |   |